

○議 事 日 程（第 1 号）

平成26年 9 月 9 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 報告第 7 号 関ヶ原町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について
- 日程第 6 議案第55号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第56号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 8 議案第57号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 9 議案第58号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第59号 平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第11 議案第60号 平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 報告第 8 号 平成25年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第13 議案第61号 平成25年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第62号 平成25年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第63号 平成25年度関ヶ原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第64号 平成25年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第65号 平成25年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第66号 平成25年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第67号 平成25年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第68号 平成25年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第69号 平成25年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 議案第70号 平成25年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	川瀬方彦君	2番	子安健司君
3番	松井正樹君	4番	田中由紀子君
5番	小谷清美君	6番	浅野正君
7番	中川武子君	8番	澤居久文君
9番	室義光君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	教育長	中川敏之君
監理官兼 会計管理者	吉田和司君	総務課長	藤田栄博君
学校教育課長	三宅芳浩君	参事兼 病院事務局長	西脇哲郎君
住民課長	河島玲子君	社会教育課長	岩田英明君
西消防署長	田中文男君	産業建設課長	西村克郎君
水道環境課長心得	兒玉勝宏君	地域振興課長心得	高木久之郎君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	澤頭義幸	書記	小林孝正
書記	乾幸子		

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成26年第 4 回関ヶ原町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6 番 浅野正君、7 番 中川武子君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月19日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月19日までの11日間と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から平成26年 5 月分から 7 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。これについて御質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 委員会報告（委員長報告・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第 4、委員会報告を行います。

産業建設常任委員会の報告を求めます。

産業建設常任委員長 澤居久文君。

○産業建設常任委員会委員長（澤居久文君） ただいま御指名をいただきましたので、産業建設常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

去る平成26年9月5日、役場委員会室におきまして、室委員、松井委員、中川委員、子安委員、そして私、澤居の委員全員の出席により、午前9時より開催をいたしました。

会議事件説明のために、西脇町長、吉田監理官、西村産業建設課長に出席していただきました。職務のための出席者は澤頭議会事務局長で、傍聴者はございませんでした。

それでは、会議の結果を御報告申し上げます。

西村産業建設課長から、今定例会提出議案の一般会計補正予算についての説明を受け、その中で農業施設災害復旧費と県単独土地改良事業については、労務単価の引き上げに伴う補正や、農業振興費では農業の多面的機能の維持のための地域活動や営農活動に対する支援交付金の補助事業へ新規取り組み、また今須神明地内で計画されている防火水槽改修に伴い、現地精査の結果、あわせて排水路の改良工事の必要となる補正予算内容の説明を受けました。その後、各委員より随時質問を行い、その都度、適切な回答を得て議案の審議を行い、営農活動へ積極的な支援や改修工事に伴うコスト縮減や効率性の検討がなされている内容であることを確認し、午前10時15分に産業建設常任委員会を終了いたしました。

以上、簡単でございますが、産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。

なお、報告漏れ等がございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上でございます。

○議長（松井正樹君） ただいまの報告に対して、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 委員長さんにお聞きします。

防火用水の中のいろんな複雑な構造とか、多分議会運営委員会でお話があったと思うんですが、現場を踏査されました結果、どういうところが難しい部分であるかをお知らせ願うとありがたいんですが。

○議長（松井正樹君） 澤居産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（澤居久文君） 私自身、現地を見たわけではございませんが、図面の説明によりまして確認をいたしましたところ、防火水槽自体、現ところに昔の防火水槽があった、そこに防火水槽をつくるわけですが、若干大きくなりますので、40トンですので、周りの排水路がとりあえず邪魔になってしまう。その関係上、この際、水の流れをよりよくするためにます等を設けながら、今まではございましたので、その水路が大雨によって町道をオーバーして水が流れてしまう。そういう状況も鑑みながら、今度はそういうことにならないように水路を変更しながら施工をしたいという補正の説明を受けました。わかりますか。

○6番（浅野 正君） ありがとうございます。

○産業建設常任委員会委員長（澤居久文君） いいですか。そんなような説明でございました。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって、産業建設常任委員会の報告を終わります。

日程第5 報告第7号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第5、報告第7号 関ヶ原町新型インフルエンザ等対策行動計画の作成についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） おはようございます。

報告第7号について御説明申し上げます。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、作成したものでございまして、同条第6項の規定により議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、総務課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） それでは、説明させていただきます。

第4回関ヶ原町議会定例会議案資料の1ページ目をごらんください。よろしいでしょうか。

本編はありますが、ちょっと概略ということで説明をさせていただきます。主に赤字部分、色をつけておきましたので、その辺を中心に説明したいと思います。

まず、関ヶ原町の新型インフルエンザ等対策行動計画につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の8条の規定により、県の行動計画に基づき作成するということになっております。その中で、岐阜県、関ヶ原町、医療機関、事業者、個人のそれぞれが対策の基本方針や役割を共通に理解し、一体となって展開していくため必要なことを定めているものです。

次の表がございしますが、流行規模と被害の想定、これは国が示した人口割のパーセンテージで想定してございます。赤字の部分、関ヶ原町の場合、まず流行期間は8週間、患者数は約1,950名です。受診者数は800名から1,500名と想定しています。中度の場合は入院患者が約31名、死亡者が7名、重度の場合は入院患者数が120名、死亡者数が約40名という想定でなっております。

ここには書いてございませんが、新型インフルエンザとはどんなものかということなんですが、これはちょっと複雑でわかりにくいんですが、新型インフルエンザ等の中には、新型インフルエンザ等感染症と新感染症の2つに分かれて、その中で、新型インフルエンザ等感染症の中には、新型インフルエンザと再興型インフルエンザがあると。この言葉だけ見ておってもちょっと理解できないんですが、新型インフルエンザというのは、今まだ未知となっているわけ

のわからないインフルのことを、山とも海ともわからないものを今言っています、今の段階で。それは人から人へうつすというウイルスを持ったもので、全国民の生命に影響を及ぼす、そういう新しい、これから発生してくるインフルエンザという新型インフルエンザと、再興型インフルエンザということで、昔、インフルエンザではやったやつが今消滅しているような状態で、再度新たに出てきたという場合のインフルエンザをいいます。そういうインフルエンザが流行した場合、国の想定の数値に合わせると、この関ヶ原町内ではこの表になりますよということです。

次、対策の基本方針ですが、いわゆる目的ですが、これは国から町まで全て目的は一緒です。①番の感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護するということと、2つ目が町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小になるように施すというのが目的でございます。

次のページに基本的な考え方があります。

まず発生前の段階、これはどうするかということで、地域における医療体制の整備と町民に対する啓発を行っていくと。そして次に、県内で発生が確認された段階、そして次に、県内で感染が拡大した段階、そして最後に、町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある場合というような段階を踏んでございます。この下のグラフは、最初びゅうとピークが来まして、これを簡単に言うと抑えていくと。ワクチンの発見とかそういうのをいろいろ医療機関と連携しながら、政府機関が免疫とかいろいろ考えながらやっていって抑えていこうというのが、全国を挙げて対策しようというものです。

次の3ページに、それぞれ関係機関の役割がうたってあります。最初に国の役割としてはワクチンその他の医薬品の調査・研究、それで県は地域医療体制の確保や蔓延防止、関ヶ原町はワクチンの接種、住民の生活支援、要援護者への支援の対策に講じると。医療機関については、医療資機材の確保と医療の提供、あと地方指定公共団体とかずうっとありまして、最後町民の役割として個人レベルの感染対策を実施するよう努め、食料品、生活必需品の備蓄も行うということで、みずから手洗いとかマスクをしてくださいよという啓発をしていって、みずからそのように努めてくださいという形。

次の4ページ目に、その対策を達成するために主要6項目、これも国・県から流れてきている体制です。6項目のうち1番目が実施体制、2番目がサーベイランス、情報収集です。3番目が情報提供と共有、4番目が予防と蔓延防止、5番目が医療、6番目が町民の生活及び経済の安定ということで、この6項目を4ページの一番下、未発生期の段階、町内未発生期の段階、町内発生早期の段階、町内感染期の段階、小康期の段階、それぞれ6項目、それぞれの段階でやっていきます。ただ、未発生期の場合は、1から6項目全てやる必要はありませんので、最初に自主体制の特に一番上、町新型インフルエンザ等対策推進会議というので、本部より前の段階でいろいろ情報収集とか準備をしていくという段階になります。ですから、この6項目全て

が一番下の未発生期から小康期まで全て該当するわけではないんですが、基本的にはこの6項目を行っていくということです。

真ん中辺に発生段階の基準とありますが、赤色で書いてあります。関ヶ原町においては、インフルエンザが発生していない状態を未発生期といいます。

次、町内未発生期というのは、岐阜県内では発生していませんが、よその県では発生している。それと、インフルエンザの患者はまだ県内では発生していませんが、調査して県内で患者がおるかどうかが追跡する場合を町内未発生期といいます。

次に、町内発生早期というのは、関ヶ原町内で1人でも患者が出た場合と、県内でその患者がたくさん出て、どこまで広がっておるか追えなくなったときで、そして一番悪い町内の感染期というのは、町内で患者が多発し感染が拡大した状態と。この状態が最初に言いました流行規模、この辺になると死亡者が7人で31人の入院患者が発生するということになると、ちょっと大変だなということです。

簡単に今言いましたが、要するに国から指令が出まして、県に流れて町で対策していくという、要するに端的に言いますと1ページの対策の基本方針をやろうという、ちょっとわかりづらいんですが、そういうインフルエンザの行動計画でございます。これは、ほとんど全国どこでも同じような計画になっております。あくまで上位計画に沿った計画ということになっていきますので、よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 4ページですね、今の資料の中の。

6つの項目があるわけですが、1つずつお伺いしたいんですが、そこまでまだ計画段階やと思うんですが、例えば一番最初の1ページに関ヶ原で120名やったかな、なったときに、例えば医療機関としてやはり関ヶ原病院が一番核になるわけですね。そうした場合に、病院でその対応ができる能力があるのか、今後どういうあれでそういう緊急事態のときの対処をされるのか。事務局長さんでわかるかわからんか別にしても、そういうのをまず1点お聞きしたいのと。

それから、さっきの4ページですが、6番の町民生活のでいくと火葬体制とか、これ本当にひどい話ですけど、アフリカとかいうのは埋めたりとかやるんですけど、うちのあれで対応できるかどうかと、具体的にね。亡くなられた方に申しわけないけど、例えば火葬するときに2人しか処分できないときにそういう段取りをしてあるかどうかという部分ね。いずれにしても、やっぱりそういうことを各課にわたって御検討をなされたかなということ、今後なされるのか、そこら辺もちょっとお伺いしたいんですが、よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 西脇病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 失礼いたします。

病院の対応としてでございますけれども、以前、新型インフルエンザとして大流行したときも一緒ですけれども、発熱外来を設置して別対応のところで、患者さんをそこで診るということで、一応前回、院長も今回の国の行動計画に基づいて、当院としてはそういう発熱外来、別のところで患者さんに対応すると。ただ、基本的には、国・県の指導のもとでそういう対応をしていくということになると思っております。以上です。

○議長（松井正樹君） 総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 火葬につきましては、今のところ想定していません。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 総務課長、多分そういう答えが返ってくると思いました。

だから、そういうのもやっぱり加味して、計画段階やったら、そういう分は例えば広域で垂井にお願いするとか、そういうところまでやっぱり踏み込んでいっていかないと、いつも想定外、想定外とか、それは確かに国もいろんな災害がどうなるかわからんですけど、そういう部分も加味して想定内にできるようにハードルを上げるとか、そういう部分をしていただきたいなということを言いたかったんです。

それから病院ですけど、例えばそうなると、広島でもちょっとあれが違いかもわからんですけど、いっぱい支援の方が来ても何か指示したり、逆に言ったら全くわからない者がそういうことはできないし、先生は数が絶対少ないと思うんやけど、そういうときの部分もどういう対処をされるのか。例えば、よそからすぐ飛んできてもらおうとか、それは県もあれも一緒になってやるやろうと思うんですけど、そういうあれは、事前に話し合いができていくかどうかという部分もちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（松井正樹君） 西脇病院事務局長。

○参事兼病院事務局長（西脇哲郎君） 失礼します。

ただいまの件は、防災に近いところでしょうけど、町の防災計画の中では、大災害時等に医療機関としてはドクター1名、薬剤師、看護師、事務職の4人から6人の体制で派遣の対応をとるというマニュアルにはなっていますけれども、その災害の状況とか、基本は病院にお見えになる方もありますし、問題は町内に医師がお住みになっているかというところもあるかと思いますが、その場合は当院だけではなくて、医師会等の対応にもなると思いますので、一応基本的には、外に出る場合はそういう災害対応の医療チームをつくるというふうになると思いますし、大災害の場合は県等のDMATとか、そういうところがすぐ現在は機動できると思っておりますので、そことの連携になると思っております。

○議長（松井正樹君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 先ほど病院の事務局長から回答ありましたが、一応県が指定する、この新型インフルエンザに関する医療機関が指定されています。例えば関ヶ原町で発生した場合、特にその指定機関のほうで受診をするという、一応そういう流れがありますので。そして当然、関ヶ原病院の出番もありますが、県の指定機関、一応日赤病院からずうっと指定されておりますので。

〔「想定を広めておいて」の声あり〕

それで、県も一体となって、患者数がふえたらふえたでちゃんと、羽島市民とかいろいろ全ての県内の病院、指定医療機関を通じて応援体制はできるようになっております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 2ページのところに、対策実施上の留意点ということで基本的人権の尊重というふうに書いてあります。さきの新型インフルエンザが発生したときに、最初に発生した人の学校の校長先生が、マスコミに対して涙を流しながら済みませんでしたみたいなふうな報道を見たことがあるんですけど、この個人情報というのは本当に大事ななあと思っているんです。恐らくいろんなところに、議会にも報告があると思うんですけど、必ず個人が特定されないような形でやってほしいんですが、そこら辺のことはどんなふうに位置づけられておるのでしょうか。

○議長（松井正樹君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） これは国のほうでも赤字で示していますように、あくまで情報を漏えいしないということで作るということになっていますので、そういうことはないと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 中川教育長にちょっとお伺いしたいんですけど、前、関小でも校長先生をやっていたいたんですが、通常のインフルエンザ、例えばA香港とかソ連型が起きたとか、といいますのは、学校でそういう子供が発熱したとか、それは保護者と先生でどのように把握されて、早目に休みなさいとかいうことをされていたと思うんですけど、広がらないためにね。そういうことをまずやらしてもらわないといかんと思うんですけど、難しいけどね。そういう現実はどうかということと、それから少し数が多くなってきたときに学級閉鎖、学校閉鎖がありますよね。これは何人ぐらいに、何割といいますか、何%といいますか、そういうときには先生が判断されて、病院と相談してやられるのか、どのような対応になっているのかなあと。これは保育園も一緒ですけど、集団生活のときに広がらないように、僕は早目の対応をしてもらいたいということをおっしゃるだけで、現状はどうですかということをお聞きしたいだけなんです。

○議長（松井正樹君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 1つ目の御質問でございますが、保護者と医者とういったところの連携を学校がどう図るかというお話だと思いますけれども、そういった症状があった場合、例えば学校へ来ておる場合は、当然、保護者に連絡をして医者のほうへ行きなさいということで帰したりもします。そして、注意状況もちゃんと、インフルエンザは出席停止になりますので、ある医者がこれでいいですよと、学校へ行ってもいいですよと言うまで待ちますので、そこら辺の感染はしっかりと防いでいっております。

あと、ここにもサーベイランスと書いてございますが、これはインフルエンザ等が流行する時期については、毎日、各学校がどれだけインフルエンザの患者数があるのかということをして西濃の保健所のほうにお出しします。それぞれ実態を把握して、そして、その状況で、例えば関ヶ原町が隣の垂井町でどの程度の流行率かといったあたりも把握した上で、当然、その感染防止、あるいは予防についても努力をしております。そのような努力をしておりますので、それぞれが、学級担任も養護教諭も、そして保健主事も、校長、教頭、管理職も実態をしっかり把握して感染予防に努めておるということでございます。よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 今の保護者はどうか分かりませんが、僕らの子供のときは、少々熱があっても、せきをしておっても学校行けと言って行かせたんですけど、それで、クラスでこんこんとせきをしておった場合は、やっぱり養護の先生とかに相談してちょっと病院に行きなさいとか、そういうことは言えるんですか、帰りなさいとかその辺は。

○議長（松井正樹君） 中川教育長。

○教育長（中川敏之君） 当然、先ほど申しましたが、やはり感染が心配ですので、そういったインフルエンザの患者が、例えば1人この席にあったとすると、当然、その周りはいまうつつているということは予想されます。だから、大事をとって早目に帰らせると、そういったことはしています。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第7号の報告を終わります。

日程第6 議案第55号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第55号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（小林孝正君） 議案第55号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に、次の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成26年9月9日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

記、住所、関ヶ原町大字今須3487番地、氏名、松井長政、生年月日、昭和20年4月21日。

○議長（松井正樹君） 本案について、提出者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第55号につきまして御説明申し上げます。

本町の教育委員会委員、松井長政氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、後任に引き続き同氏を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

なお、細部の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第7 議案第56号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第56号 関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第56号につきまして御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、現行の幼稚園、保育園であります特定教育・保育施設及び新設される特定地域型保育事業について、町が事業者からの申請に基づき、適切な運営を行っているかどうかを確認するための基準を定めるため本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） では、議案第56号の関ヶ原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを説明させていただきます。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものです。

この条例を定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌して内容を定めるものとされておりますので、関ヶ原町では厚生労働省令を基本とし、国の基準をそのままに町の基準として策定しております。特定教育・保育施設とは幼稚園、保育園、認定こども園のことで、施設型給付の支給に係る施設として確認した施設のことをいいます。特定地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業で、地域型保育給付の支給に係る事業として確認した事業をいいます。これまでは県の権限であったものが市町村に移行されることに従い、事業者が施設型給付・地域型保育給付を受けるためには市町村の確認を受ける必要があり、その基準を定めるものです。

第1章については総則、第2章については特定教育・保育施設の運営に関する基準、第3章については特定地域型保育事業者の運営に関する基準となっております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） なかなか難しい条例で、いろんな言葉が飛び交っているので難しいなと思ったんですけども、その中で認定こども園についてです。

私、認定こども園ではないんですけど、大垣市が幼保園をやっているということで、1回見に行ったことがあるんです。同じクラスの中で幼稚園部と保育園部というのがあって、同じクラスでありながら保育時間が違うということで、例えば幼稚園部で早くお帰りの人が何人かいると、残りの人が2クラスの時、その後に一緒になってクラス運営するとか、子供たちがクラスを移動するとか、そういうことがあったりしました。

それから、先生たちは文部科学省と厚生労働省ということで、書類がすごい煩雑だという話もしてみえたので、大変幼保一体化というのは問題があるなあというふうに思ったんですけど、関ヶ原町というのは、この認定こども園というのは適応するつもりがあるのかどうか、移行するつもりがあるのかどうかだけ、ちょっと確認したいと思います。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今回の議案は関ヶ原町がやるかやらんかじゃなしに、そういう事業者が進出した場合に、そういう基準を守って運営しておるかどうかを判断する基準となるものを定めるものでございまして、関ヶ原町が今の認定こども園を設置するための条例ではございませんので、その点は御了解をいただきたいというふうに思っております。

ただ、せっかくの御質問でございますので、そういったことにつきましては検討していると

いう段階でございますので、御了解をいただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第57号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第 8、議案第57号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第57号につきまして御説明申し上げます。

これも同じようなものでございますが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、原則 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児に行う家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の 4 つの保育事業を地域型保育事業とし、市町村の事業認可と位置づけられたことから、設備や運営など認可に係る基準を定めるため、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては住民課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） それでは、議案第57号 関ヶ原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを説明させていただきます。

この条例は、児童福祉法第34条の16第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営基準を定めるものです。この条例においても、厚生労働省で定める基準に従い、または参酌して内容を定めるものとされておりますが、関ヶ原町では厚生労働省令を基本とし、町独自の基準として、家庭的保育事業者から暴力団を排除する規定第 6 条を追加するものとして規定いたしました。

家庭的保育事業とは、主に都市部等で問題となっております待機児童の多いゼロ歳から 3 歳未満児を対象とする事業で、具体的には小規模保育事業 A 型、B 型、C 型がありますが、定員が 6 名から 19 名の事業、また家庭的保育事業は定員 5 名以下、事業所内保育事業は事業所内に設置する事業、また居宅訪問型保育事業というのは定員が 1 名というような事業でございます。この事業をするにも市町村の許可事業として位置づけられたことから、設備や運営等の基準を定めるものです。

第 1 章、総則、第 2 章、家庭的保育事業、定員 5 名以下の家庭的保育事業につきましてです。第 3 章が小規模保育事業、第 4 章、居宅訪問型保育事業、第 5 章、事業所内保育事業の各施設の型に応じた基準を定めたものです。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6 番 浅野正君。

○6 番（浅野 正君） 課長、答えられるかどうかかわからんですけど、6 条ね。よろしいですか。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律とあるんですけど、結局、暴力団というのは自分から、私、暴力団ですとは言わんわね。そういうときは、どういう基準というか、非社会的何とかかんとかいろいろあるんですけど、その判断する基準というのは、どういうふうに理解しておりますか。

○議長（松井正樹君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 暴力団対策法によるということですので、役場のどのような事業についても、そのようなことが適用されるかと思いますが、警察等との連携によって、そういうようなことが排除できればありがたいというふうに思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 4 番 田中由紀子君。

○4 番（田中由紀子君） この条例の中身を見せてもらったんですけど、例えば一部に保育士資格がなくてもいいとか、給食も外部からの搬入もオーケーとか、あとミルク授乳とかおむつ交換ができる乳児室がなくてもいいとか、ちょっと問題点が多い条例だというふうに思っているんですが、関ヶ原町でこういうことが想定されないと思いますが、その点、確認したいのと、事業所内保育、今、たしか優・悠・邑でやってみえると思うんですけど、それはここに当てはまるんでしょうかね。

○議長（松井正樹君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 関ヶ原町に新しくこのような事業所が参入してくるということは、少し考えにくい部分ではあります。

また、優・悠・邑さんで事業所内事業をされておりますが、それはもう既存の施設として、みなし施設として、とりあえず町には、それは対応できないというふうになっております。

また、給食等につきましては、同じ施設内、社会福祉施設等でほかのところから給食を持ってくればオーケーというようなことで、全く給食をしなくてもいいというようなことではないというふうにこの条例の中ではなっておりますし、匍匐室があればということで、畳の部屋ではなくて匍匐室というようなみなしで、赤ちゃんがはいはいできるようなところが必要ということにはなっておりますので、従来の保育園とそれほど施設的には遜色ないというふうには思っております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第 9 議案第58号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第 9、議案第58号 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第58号について御説明申し上げます。

母子及び寡婦福祉法の改正に伴い、父子家庭が新たに支援対象となることにより改正するもので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 議案第58号について説明させていただきます。

関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、母子及び寡婦福祉法の名称が改称されたことに伴い、父子家庭が新たに支援対象となることにより改正するものです。

今までは第2条第3号中「母子及び寡婦福祉法」であったものが「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められました。

議会の資料の6ページをごらんください。

この中で一番最後の(4)のほうで、今までわざわざ「配偶者のない女子」等を男子に読みかえていたり、「女子」を「男子」、「母」を「父」に読みかえておりましたものをそのまま「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子」というふうに改正いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時49分

再開 午前10時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議案第59号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第59号 平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4

号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第59号につきまして御説明申し上げます。

歳出の主な内容といたしましては、水痘・成人用肺炎球菌の定期予防接種化に伴う予防接種委託料208万4,000円、農地台帳システム改修及びデータ整備委託料129万6,000円、住宅リフォームの補助金100万円、防火水槽等消防施設工事に470万円などの追加。

歳入では、農地台帳システム整備事業費補助金、10割補助ですが、129万6,000円、農業用施設災害復旧費補助金、激甚法による火災の分ですが、234万7,000円など、総額1,687万3,000円を追加する平成26年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましてはそれぞれの担当課長から説明いたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はしませんので、歳出から順次説明願います。

○住民課長（河島玲子君） 済みません、49ページのほうをごらんください。

歳出、款3民生費、項1社会福祉費、目3福祉医療費、これは補正額284万2,000円、福祉医療助成事業補助金返還金、平成25年度精算による返還分です。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節23償還金利子及び割引料8万1,000円。これは保健衛生費国庫負担金と県費負担金合わせて8万1,000円。未熟児医療等の医療費の助成を申請をしておりましたが、1件もなかったということで返還をしております。

同じく目2予防費、12節役務費6万1,000円、これは予防接種法の変更が10月からありますので、対象者の方に個人通知をするための通信運搬費です。13委託料208万4,000円、予防接種委託料、水ぼうそうと成人型の肺炎球菌の予防接種が定期となりましたので、そのための委託料を補正として上げております。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 続きまして、環境衛生費の負担金補助及び交付金の補正額177万8,000円でございます。合併処理浄化槽設置に伴います補助金につきまして、当初予算計上額以上の申請額がありましたので、補正をお願いするものです。

次に、斎苑管理費の償還金利子及び割引料の補正額3万5,000円でございますが、旭ヶ丘墓地公園の墓地使用が不要になり、返還の申請が1件ありました。それに伴いまして、半額の還付を行うというものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○産業建設課長（西村克郎君） 農林水産業費、農業委員会費の委託料の農地台帳システム改修及びデータ整備委託料129万6,000円につきましては、改正農地法の施行に伴いまして、農地台

帳で整備すべき項目が大きく変更されたこと、及び農地情報公開システムで台帳情報を公開するための公表用の出力機能が必要になったことによるシステム改修で、全額県の補助金によるものでございます。

次の50ページをお願いいたします。

農業振興費の負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金68万2,000円につきましては、農業の多面的機能の維持のために用水路及び農道の管理など地域活動や営農活動に対する交付金で、町から交付金の4分の1を補助するものでございます。

次の農地費の工事請負費の県単土地改良工事20万2,000円につきましては、松尾農道の舗装工事の予算が、労務単価の引き上げ等によりまして不足するため増額の補正をお願いするものでございます。同じく農地費の負担金補助及び交付金の町単土地改良事業補助金125万円につきましては、農業用施設等の小規模な改良、復旧に対する補助金で当初予算が不足するため、追加で補正をお願いするものでございます。

○地域振興課長心得（高木久之郎君） 商工費、まず商工総務費、需用費8万4,000円でございますが、町公用車エブリイバン、リアシャフトベアリングの取りかえによるものでございます。商工業振興費100万円でございますが、今年度より始めました住宅リフォームですが、6月申請分をもって当初予算に達しましたので追加させていただくものでございます。以上です。

○産業建設課長（西村克郎君） 続きまして、消防費、消防施設費の工事請負費の消防施設工事470万円につきましては、附帯施設工事の水道改修分でございますので、消防費ではございますが、産業建設課のほうで説明をさせていただきます。

今須新明地内で既存の防火水槽の改修を当初予算で認めていただいておりますが、防火水槽に隣接する水路に砂防堰堤からの流末が合流する構造となっております。豪雨時には排水が追いつかず、道路等にも被害が出る状況でございます。また、地元からの要望がございますので、今回、排水施設を分離させる工事を防火水槽改修工事の附帯工事として施工するため、増額の補正をお願いするものでございます。

次に災害復旧費、農業施設災害復旧費の工事請負費、農業用施設災害復旧工事77万8,000円につきましては、平成25年発生の頭首工災害復旧工事の今須竹ノ尻地内の垣の内頭首工におきまして、河川協議により設計変更が生じ、また労務単価の引き上げ等によりまして増額の補正をお願いするものでございます。

また、激甚災害法によるかさ上げもございまして、県補助金の増額、受益者分担金の減額による財源の組みかえもあわせてお願いをするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○総務課長（藤田栄博君） 次、歳入でございます。

47ページをごらんください。

最初に、分担金及び負担金ですが、農林水産業費分担金ということで7万1,000円の減額で

す。これは、県単の土地改良事業の分担金 8 万 5,000 円の増と農業用施設災害復旧費分担金 15 万 6,000 円の減でございます。

次に、国庫支出金の衛生費国庫補助金ですが 59 万 2,000 円、これは合併処理浄化槽の補助金でございます、循環型社会形成推進交付金として 3 分の 1 の補助の 59 万 2,000 円です。

次、県支出金で衛生費県補助金、これも先ほどの合併処理浄化槽の補助金で、県補助で 3 分の 1 の 59 万 2,000 円となっています。

次、農林水産業費の県補助金ですが、農地台帳システム整備事業補助金、これ全額補助ですが 129 万 6,000 円。そして、県単土地改良の工事の補助金、10 分の 4 の補助で農地費補助金として 8 万 1,000 円計上してございます。

次、災害復旧費の県補助金ですが、激甚指定による事業費の増額に伴う補助金の増額ですが、234 万 7,000 円を計上してございます。

次のページですが、繰越金 1,203 万 6,000 円、前年度繰越金ということで、歳入歳出の予算に総額それぞれ 1,687 万 3,000 円を追加し、43 億 9,504 万 2,000 円とする補正でございます。よろしくをお願いします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

4 番 田中由紀子君。

○4 番（田中由紀子君） 49 ページをお願いします。

斎苑管理費のところですけど、現在の使用状況はどうなっているかということと、最近テレビ報道などでは、お墓をしまう墓じまいというのがよくテレビで放映されておりますが、関ヶ原町の状況はどんな感じなのかを伺いたいと思います。

2 点目、その次の 50 ページ。

住宅リフォームの補助金です。当初 100 万円で、もういっぱいになったということで追加になったと思うんですけども、このリフォーム件数、それから工事費の総額、平均工事費、金額が少ないのであれなんですけど、もし経済の波及効果など数字がわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

旭ヶ丘墓地公園の現在の利用状況でございますが、現在全区画のうち 2 区画、今回返還になります 1 区画を含めまして、2 区画を除きまして既に利用いただいておりますが、そのうちのおよそ半数が既に墓石まで設置をしていただいているというような状況でございます。

それから、墓じまいといいますか、改葬の許可の申請ということになると思いますが、実際としましては、私、3 年目になるわけでございますが、年間 1 件あるかないかというような改

葬の申請、たまには出てくるんですが、関ヶ原町ではそんなにはないという印象を持っております。以上です。

○議長（松井正樹君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長心得（高木久之郎君） 住宅リフォームの関係ですが、6月30日をもって予算額に達しましたので、それまでにいたした件数は13件になります。工事総額につきましてはおよそ2,100万円になります。以上です。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 波及効果につきましては、前年までの業者の所得状況等把握しておりますので、はっきりいってまだ把握できない状況ですので、よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 私もどのように計算するかわかりませんが、何か産業連関表というのがあるらしいんです。それで、他の自治体はそれに基づいて出しているみたいなので、一度調べていただければありがたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 49ページの予防費、委託料の208万4,000円ですが、今、水ぼうそうと成人用肺炎球菌の委託を、多分接種やで病院にされるんですよね。その接種の料金というのは、何か肺炎球菌は4,000円とか個人負担があるんでしょうか。その辺だけちょっと教えてください。個人負担幾らぐらい。

○議長（松井正樹君） 河島住民課長。

○住民課長（河島玲子君） 委託料につきましては、不破郡医師会と委託契約をいたしますので、水ぼうそうが1回9,522円です。それから、成人用肺炎球菌は8,603円で個人負担を3,000円いただきますので、町負担は5,603円というふうになります。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 8番 澤居久文君。

○8番（澤居久文君） 49ページの合併浄化槽ですが、まず場所だけ教えていただきたいのと、50ページのさっき商工総務費の修繕で車のリアシャフトベアリングが壊れたとか、何でそんなものが壊れるんかと思うのと、それに関してこんな話を聞いたことがあるんですけど、公用車はガソリンスタンドへ行ったら、ガソリンしか入れたらだめですよ。例えば、ガソリンスタンドの従業員の方が「これ、ワイパーのゴムが減って、もうすぐガラスに当たるよ」と言われても、それはかえてはいけません。そういう指示が出ていますのでということを知ったことがあるんです。オイル交換もだめですよ。そういうことを指示されているのかどうか、ちょっ

とその辺の確認をお願いします。

○議長（松井正樹君） 兒玉水道環境課長。

○水道環境課長心得（兒玉勝宏君） 失礼いたします。

合併処理の浄化槽の現在の申請状況でございますが、申請見込みを含めまして申し上げますと、玉地内で2件、これは農業集落排水の処理区域外。具体的に申し上げますと、ゴマ工場さんのところで単独浄化槽から合併に切りかえとかございます。

それから、あともう2件ございまして、1件は完全に今回の下水道の区域から外れている場所、もう1カ所につきましては、瑞龍地内でございますが、管が全く行く見込みが立っていないというような状況のところ申請が1件ございました。これにつきましても平等性の観点等から、また長年、管の整備も見込まれないということから補助をさせていただくということで、計4件申請が出ております。ちなみに申し上げますと昨年は1件ということで、今年度、非常に多くなっているというような実情でございます。

○議長（松井正樹君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 公用車のエブリイバンの件なんです、先ほど澤居議員言われたように、何で壊れたんやと言われるとそれもちよっとわからなくて、8月の最初ぐらいに実際、私が課長補佐と乗ったときに変な音がするなと気づいて、それで業者に出したら、実はリアシャフトのベアリングがゆがんでおると、摩耗しておると。これでは危ないのでということで、そこで気づいたというのが事実でございます。

〔「定期的な点検」の声あり〕

いや、それが点検のときは車を動かさずに点検しておるんだと思うんです。それまでに誰かは気づいていたかなという気はしますが、申しわけございません。

○議長（松井正樹君） 吉田監理官。

○監理官兼会計管理者（吉田和司君） 済みません、公用車の管理につきましては、ガソリンスタンドで燃料だけしか入れるなという指示はしておりません。適宜、まずは事前に担当者が点検をしておかしいところがあれば、持って行って修繕をしていただくのは別にいいというふうで、特にそういう指示はしておりませんが、一度また再確認はさせていただきます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第60号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第60号 平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第60号につきまして御説明申し上げます。

平成25年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、国・県などへの返還金49万円を追加するため、平成26年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 報告第8号について（提案説明・質疑）

日程第13 議案第61号から日程第22 議案第70号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第12、報告第8号 平成25年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから日程第22、議案第70号 平成25年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第8号から議案第70号につきまして御説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率の報告、及び地方自治法第233条第3項の規定による平成25年度一般会計及び各特別会計決算並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により、企業会計決算を監査委員の審査意見を付して議会の承認を求めるものであります。審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の平成25年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、報告第8号の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率についてはカウントされませんでした。実質公債費比率につきましては、昨年より0.9ポイント上がって14.5%となり、将来負担比率につきましては、5ポイント下がって73.2%となったところではあります。他の項目についても、いずれも基準値に対して適正な数値となっているところでございます。

次に、議案第61号から議案第70号の決算認定についてであります。

平成25年度の一般会計の決算規模は歳入46億8,119万2,000円、歳出44億8,804万3,000円となったところであります。これを平成24年度と比較いたしますと、歳入は1億1,468万9,000円の増、歳出は1億5,305万5,000円の増額となりましたが、内容的には関ヶ原中学校建設事業の増等によるものであります。実質収支といたしましては、1億4,004万5,000円の黒字決算となったところであります。

次に、7つの特別会計につきましては、合計で歳入総額25億6,899万9,000円、歳出総額が23億6,841万8,000円となり、平成24年度と比較いたしまして、歳入は1億4,853万円、歳出では1億620万1,000円の増額となったところであります。特別会計全体では増額決算となっているところであります。

また、企業会計のうち、水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億6,979万6,000円に対し、営業費用は1億8,300万2,000円となり、営業損失は1億1,320万6,000円となりました。対して営業外収支につきましては、1,059万9,000円の損失及び過年度損益修正損2,881万8,000円となり、結果といたしまして、25年度の純損失は3,941万7,000円の赤字決算となったところであります。資本的支出といたしましては、安定的な供給対策のため、建設改良費として平井・藤古川間の送配水管の布設工事や上の谷浄水場前処理ろ過施設整備工事、水道施設集中監視設備工事など1億3,766万を要したところであります。

病院事業会計につきましては、収益的収支の医業収支では、医業収益が20億1,032万4,000円、医業費用が22億1,551万5,000円となり、医業損失は2億519万1,000円の赤字となりました。医業外収支などを加減した結果、平成25年度純損失は1億3,089万1,000円となり、前年度に引き続き赤字決算となったところであります。資本的支出といたしましては、建設改良費として施設改修工事と医療機器等の充実などに3,167万6,000円の投資を行ったところです。今後は、病院経営健全化計画及び公立病院改革プランの経営のあり方を含めた経営手法の改革に取り組み、地域に愛され信頼される病院を目指して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、一括上程されました平成25年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いいたします。

なお、一般会計の平成25年度の財政状況につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） ただいま町長より平成25年度の決算状況について、その概要を説明していただきました。私のほうからは、一般会計の財政状況についての概要を説明させていただきます。

まず、議案書の55ページをお願いします。

報告第8号 平成25年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでござ

います。健全化判断比率の数値のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためカウントはされませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、昨年より0.9ポイント上がって14.5%となっております。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります将来負担比率につきましては、昨年より5ポイント下がって73.2%となっています。この数値は低いほどよいとされておりまして、次の56ページの健全化判断比率の参考欄の右側下に350となっておりますが、これを超えますと健全化団体ということになるわけでございます。

資金不足比率につきましては、公営企業会計、各会計とも資金不足が発生しなかったため、カウントはされませんでした。

次に、25年度の決算について説明させていただきます。

平成25年度主要施策の成果及び決算分析表という資料をお願いします。ゴシック文字のやつ、よろしいでしょうか。

そのページの11ページをお願いします。

この表は、一般会計の決算額などの推移であります。一番右が平成25年度の欄となっております。

一般会計は、関ヶ原中学校の建設事業により歳入総額は46億8,119万2,000円、歳出総額は44億8,804万3,000円となっております。実質収支額は1億4,004万5,000円となっております。実質収支額を前年度と比較しますと、9,003万9,000円減少し、実質単年度収支額は基金の取り崩しがあつたことから約1億7,952万5,000円のマイナスとなっております。地方公共団体の一般財源の規模を示す標準財政規模は、前年度より少し少なくなっていますが、27億9,499万7,000円となりました。

次に、基金についてですが、財政調整基金は4億9,640万6,000円、減債基金は5億2,654万4,000円となっております。その他特定目的基金を含め基金総額は18億9,065万7,000円となっております。

また、地方債の残高は41億6,675万8,000円となっております。

次に、14ページをお願いします。

これは、財政指数の推移でございます。一番右から2列目が25年度の数値となっております。

財政力指数は、3年平均の指数として0.568と年々指数は下がってきております。実質収支比率は5.0と3.2ポイント下がりました。

次の経常収支比率であります。これは財政構造の弾力性を示すもので、低いほどよろしいんですが、89.5と前年度より5.3ポイント高くなりました。

次に、公債費ですが、これも低いほどいいわけですが、公債費比率は7.6と1.9ポイント高くなりました。

起債制限比率の3年平均は5.0となっています。

また、経常一般財源比率、これは高いほどよいわけですが、0.6ポイント上がって98.0となっています。

財調の比率も高いほどよいわけで、財政調整基金の取り崩しがあったので、3ポイント下がって17.8となっていました。

決算状況の概要につきましては、あと9ページ、10ページに文章で、11ページ以降は表であらわしておりますが、15ページ以降、それぞれ各年の推移を示しておりますので御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単な説明で申しわけございませんが、よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 室義光君。

○監査委員（室 義光君） それでは御指名を受けましたので、決算の監査結果について報告させていただきます。

平成25年度水道事業会計及び病院事業会計の審査につきましては8月21日に、一般会計及び特別会計並びに基金運用状況の審査につきましては8月28日に、それぞれ関係職員の同席のもと、水野代表監査委員とともに、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合いたしまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であることを認め、かつ予算の執行状況につきましても正確であることを認めましたので御報告いたします。

以上、簡単ではありますが、決算審査の御報告とさせていただきます。以上です。

○議長（松井正樹君） これより報告第8号 平成25年度関ヶ原町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 健全化判断比率の中での実質公債費比率14.5%、前年よりも0.9%アップしたということで、これの大きな原因はユニチカ跡地を購入したお金かなあというふうになっているんですけど、今後、この5年から10年の間に予想される公債費比率がアップになるかもしれないという、予想される公債費というのがどれぐらいあるのか伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田栄博君） 予定の公債費額でいいですか。一応、27年度で3億2,900万、28年度で3億4,700万、29年度で3億4,600万、30年度で3億6,200万ぐらい見込んでおりまして、実質公債費比率の見込みでいきますと、大体平成30年がピークになりまして、大体上がり続けまして15.8%、その計画でございます。この公債費の中には、駅前交流館も当然含めてございます。よろしいでしょうか。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第8号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第13、議案第61号から日程第22、議案第70号までについては、例年どおり構成された決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第70号までについては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、企業会計につきましては会期中の審査とし、最終日に採決、その他の会計につきましては、閉会中の継続審査といたしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ここでお諮りいたします。議案第61号 平成25年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第70号 平成25年度関ヶ原町病院事業会計決算の認定については、各決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

〔名簿配付〕

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に決算審議特別委員会の正・副委員長の選任と水道事業会計及び病院事業会計の決算審査の日時を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に小谷清美君、副委員長に川瀬方彦君が選任されましたので御報告いたします。

なお、病院事業会計の決算審査の日時については、9月12日金曜日9時から、水道事業会計の決算審査の日時は9月12日金曜日1時半から開催されることに決まりましたので、御報告いたします。

日程第23 請願第2号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（松井正樹君） 日程第23、請願第2号 規制改革案に関する請願についてを議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 御指名を受けましたので、規制改革案に関する請願の趣旨を説明させていただきます。

政府の規制改革会議は自由民主党の改革案を踏まえ、平成26年6月13日に規制改革に関する第2次答申を安倍首相に答申しましたが、このうち農業協同組合の見直しでは、単協が行う信用事業に関して、農林中央金庫等に信用事業を譲渡し、単協に農林中央金庫等の支店を置くか、または単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式としています。

単協が現在行っている信用事業は、窓口業務による手数料だけになった場合、JAの収益が低下することは明らかで、資金運用のメリットがなくなるため、地域の農業や暮らしをよくしようとする手だてがなくなります。ちなみに信用事業とは、JAローンとか住宅ローン、マイカーローン、教育ローンなどの貸出金のことであります。

また、営農の事業水準を維持、施設の改修・改築・維持するために、費用の不足分を購買、販売手数料、さらにはカントリーなどの利用料を高くして補填するような動きが出てきたら本末転倒であります。

今後、この答申が政府の決定として断行されれば、前述のほか、各生産者部会や女性部活動の支援、中山間地域で生活する老人への食糧供給支援等、これは現在行っている玉とか今須地内での毎週金曜日の軽トラ販売などのことを指していると思います。それから、組合員はもちろんのこと、地域住民への営農や生活に関するサービスの低下につながります。

また、組合員のあり方について、組合員というのは出資金を出した人のことであります。組

合員のあり方について、農業者の協同組合としての性格を損なわないようにするため、准組合員の利用状況、准組合員とは出資金を出していない人、一般の人のことであります。准組合員の利用状況につきましては、一定のルールを導入する方向で検討するとしています。

単協の経営は、減少する正組合員の利用を増加する准組合員で補っていることから、准組合員の利用を制限することは単協の経営規模縮小につながり、ひいては地域農業や生活サービスに影響を与えることになります。

以上の観点から、JAの組合員並びに利用者の他職員とその家族は、みずからの営農と生活に支障が来ずとして1万6,000名を超える要請書を提出し、また6月21日に開催したにしみの総代会においては、規制改革案に関する特別決議を採択するに至っています。

よって、農村社会を含めた地域の活性を維持するため、下記事項の実現を強く求めます。

請願事項。

1. 単協が営む信用事業の農林中央金庫等への移行については、単協みずから判断できる制度とすること。

2. 准組合員の事業利用に制限を設けないこと。

以上でございます。

○議長（松井正樹君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 実を申しますと、私も組合員か准組合員かどっちかわからんですが、紹介議員にちょっとお伺いします。答えられんところは答えられんでもよろしいです。

直轄の、この関ヶ原町をいたしますJAにしみのがあるんですね。支店とかいろいろ統廃合された結果、現在幾つぐらいのそういう支所、あるいは出張所を御存じかなということを1点と。それから経営状況ですね。農協の貯金とか、そういう信連関係のほうですが、経済部とかいろいろあると思うんですが、トータルとしてこの直轄のJAにしみのはどういう経営状況ですね、例えば黒字とか、そういういろいろな部分で負担が多いとか、そういうのを御存じだったら教えていただきたい。

それから、請願事項にあります2番目の、先ほど准組合員と正組合員の違いは出資金とかをしてない人、准組合員は一般ということを説明されたんですけど、一般というのは本当の一般か、多分うちには何か配当がちょこっと来るんですが、一般というのはどこまでが一般かということをもし御存じであれば。ここに一応、請願事項と書いてありますから、事業利用に制限を設けないことというのが、それが一般というのはどういう人かということがもしわかれば説明していただきたいなと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） J A支店・出張所については、50ぐらいあったと思いますが、ちょっと今正確な資料を僕、持っていませんので、これは定かではございません。

経営状況につきましては、貯蓄残高は5,000億ぐらいはあったと思っております。それで全体の、先ほど言いました共済といいますのは保険ですね、地震とか火災とかそういうのも合わせての、それから営農での収益も含めるとたしか収益が13億ぐらいあったというふうに思っております。

それと、一般といいますのは出資金をしていない、いわゆる普通の方が農協窓口で貯金をしたり、物を買ったり、火災保険とか地震保険とかそういうのに入ったり、住宅ローン、教育ローンを利用する人のことであります。普通の人を利用する場合は、准組合員です。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番。

○6番（浅野 正君） 例えば、全く農業していないサラリーマンやわね。その人がいきなり、例えばJ Aの窓口へ行って、車を買いたいのでちょっと融資してくれんかと。それは一般とか准とか、そういう制限はないわけですか、その辺だけちょっと。

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） お答えします。

その制限はないと思います。准組合員と正組合員の、例えば借りの場合の金利とか、そういう差はないというふうに思っています。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

○4番（田中由紀子君） 趣旨はよくわかりました。それで、この自由民主党の改革案ということでは、自由民主党は農協をどうしようと思っているのか。なぜ信用事業を中央のほうに集めようとしているのか、その辺わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（松井正樹君） 5番 小谷清美君。

○5番（小谷清美君） 一番の根本は、単位農協がそれぞれもっと努力をして、上からの言いなりやなしにもっと努力して経営改善をすべきやないかと。それからもう1点は、農協といいながら、農業をやっている人たちに支援とか、もっと経営が成り立つような政策をしていないやないかというのが国の根本的な考えで、さっき言った信用とか共済、保険とかそういうローンとか、そういうことばかりやって収入をやっておるのは違うんじゃないかというのがあって、もっと努力をなさいということで、この改革案は5年をかけて単位農協がもっと努力をなさいということで。だから、中央会の廃止とか、それから全農は株式になさいとか、それはなぜだかという、よく僕も農業会議で言いますが、肥料とか農薬なんかはホームセンターのほ

うが安いやないかということで、上からおりてくる1つの系統でいっていますから、そういうふうに高く、実際、そのために農家については少し高いものを買わされておると。

それから、米についても、努力しておいしい米をつくっても、前渡しの1俵1万2,000円で、あとは3年かけて1,000円かそこらの調整金が入って何とか1万5,000円ぐらいになるんですけども、実際、頑張った人は1万8,000円とか2万円で売っておるところもありますので、それはかつて新聞にも載りましたし、僕はたけふ農協のことも言ったんですけども、あそこは組合長が本当に頑張って、スタンドも系列のスタンドじゃなしに入札して安いところで買って、スタンドも利益を上げていますし、米は頑張っておいしい米をつくったところは、今言いました1万8,000円とか2万円で売っていますし、それから肥料も全農から直接仕入れるんやなしに、いろいろメーカーとも相談して交渉して安くしていると。だから、そういう努力をしていないからしなさいというのが国の根本的な考えだと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 今の聞いていますと、そんなんやったら何も請願せんでも国でやってくれるような気がしたんですけど、その辺はいかかですか。

それから、農業だけに限ったことですか。例えば水産とか、その魚をとる組合があるんですが、農業に限ってだけですか。

〔「それはそうや」の声あり〕

そうですか。それなら、さっきの。

○5番（小谷清美君） 1つは、単体としては、先ほど言いました共済とか、それから信用事業で収益を上げて、それを不採算のところに戻していますから、そういうのがトータル事業でなくなると収益性が減ってきて、例えばカントリーとか、いわゆる苗代にも価格転嫁をしないと農家の方に迷惑をかけるというのがそういう話でありまして、だから、先ほど言いました全然もうかっていない軽トラ市についても、あれ七、八百万赤字だと聞いていますけど、そういうところも、今やっている信用共済事業の利益がなければそういうのができないという危機感が単体にはあると。それだけです。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。請願第2号は会議規則第91条第1項の規定により、産業建設常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第2号は産業建設常任委員会に付託の上、審査すること

に決しました。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす10日から18日までの9日間は議案調査等のため休会といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、あす10日から18日までの9日間は休会とすることに決しました。

来る9月19日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締め切りは12日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時07分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

